

4 隣接する学校種の免許状を取得する方法

(1) 幼稚園教諭等の経験年数を利用し、2種免許状を取得する場合

所要資格			小	別表 8-1	
授与を受けようとする免許状		小学校教諭2種免許状	注1 最低修得単位数は、幼稚園教諭普通免許状取得後に修得した単位とする。 小学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得すること。 注2 経験年数は、幼稚園教諭普通免許状取得後 ○幼稚園又は特別支援学校の幼稚部 ○幼保連携型認定こども園 ○小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部のいずれかで、主幹教諭、指導教諭、教諭、講師又は保育教諭としての経験年数3年を要する（助教諭、助保育教諭としての経験は含めない。） ※なおこれらの職には、外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。）において、教育に従事した職も含まれる。		
有ることが必要な免許状		幼稚園教諭普通免許状			
経験年数 注2		3年以上			
		必要単位数			
最低修得単位数 注1	各教科の指導法に関する科目 (5教科×2単位) 注3		10	注3 「各教科の指導法」は、生活を除く、国語（書写を含む）、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のうち5以上の教科の指導法について、それぞれ2単位以上修得する。 （生活以外の9教科のうちから自由に選択できる。）	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	事	道徳の理論及び指導法		1
		項	生徒指導の理論及び方法		全ての事項を含み 2 単位
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
計		13			

(2) 中学校教諭又は小学校の専科教員等の経験年数を利用し、2種免許状を取得する場合

所要資格			小	別表 8-2	
授与を受けようとする免許状		小学校教諭2種免許状	注1 最低修得単位数は、中学校教諭普通免許状取得後に修得した単位とする。 小学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得すること。 注2 中学校教諭普通免許状取得後に ○中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部 ○小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部のいずれかで、主幹教諭、指導教諭、教諭、講師又は免許法第16条の5に規定する小学校専科教員としての経験年数3年を要する（助教諭としての経験は含めない。） ※なおこれらの職には、少年院、認定在外教育施設及び外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。）において、教育に従事した職も含まれる。		
有ることが必要な免許状		中学校教諭普通免許状			
経験年数 注2		3年以上			
		必要単位数			
最低修得単位数 注1	各教科の指導法に関する科目 (5教科×2単位) 注3		10	注3 「各教科の指導法」は、所有している中学校免許状の教科に相当する教科を除き、国語（書写を含む）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のうち5以上の教科の指導法について、それぞれ2単位以上修得する。 ※（修得例）中学校2種免許状（美術）を所有している場合 →各教科の指導法は「図画工作」以外の9教科のうちから自由に選択可能。	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	事	生徒指導の理論及び方法		全ての事項を含み 2 単位
		項	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
計		12			

(3) 幼稚園教諭等の経験年数(3年以上)に加えて、小学校の助教諭等の経験年数を利用して、2種免許状を取得する場合

所要資格			小 施行規則第18条の2			
授与を受けようとする免許状			小学校教諭 2 種免許状			注1 最低修得単位数は、幼稚園教諭普通免許状取得後に修得した単位とする。小学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得すること。
有することが必要な免許状			幼稚園教諭普通免許状			
経験年数 注2 (平成28年4月1日以降のものに限る)			0年	1年	2年	注2 幼稚園教諭普通免許状取得後に、 ○幼稚園又は特別支援学校の幼稚部 ○幼保連携型認定こども園 ○小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部 のいずれかにおける主幹教諭、指導教諭、教諭、講師又は保育教諭としての経験年数3年(助教諭、助保育教諭の経験は含めない。)に加え、 小学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部の助教諭又は講師の職の経験がある場合、その経験年数に応じて、1年につき3単位ずつ軽減されていく(最大6単位分軽減)。 ※なおこれらの職には、少年院(小学校)、認定在外教育施設(小学校)及び外国の教育施設又はこれに準ずるもの(独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。)において、教育に従事した職も含まれる。
最低修得単位数 注1	各教科の指導法に関する科目 注3		10	7	5	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	1	1	1	
		生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	2	2	1	
計			13	10	7	注3 「各教科の指導法」は、生活を除く、国語(書写を含む)、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の9教科のうち、小学校等での在職年数が ・0年の場合には5教科以上、 ・1年の場合には4教科以上、 ・2年の場合には3教科以上、 修得することとする。 なお、履修方法については、下表のモデルケースを参照のこと。

・小学校教諭2種免許状を取得する際の「各教科の指導法」履修方法モデルケース

	小学校等の在職年数がない場合 10単位修得するケース					小学校等の在職年数1年以上 7単位修得するケース					小学校等の在職年数2年以上 5単位修得するケース				
	教科A	教科B	教科C	教科D	教科E	教科A	教科B	教科C	教科D	教科E	教科A	教科B	教科C	教科D	教科E
パターン① 5科目履修 (最も望ましい)						2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
パターン② (パターン①と③の間)											2	1	1	1	-
パターン③ 少ない科目を履修 (ここまでは許容)	2	2	2	2	2	2	2	2	1	-	2	2	1	-	-
認められないパターン (3単位の科目が生じる)						3	2	2	-	-	3	2	-	-	-